

## プロパンガス購入単価契約仕様書

プロパンガスの納入に関して、福島県（以下「甲」という。）と契約する事業者（以下「乙」という。）の業務等の内容は次のとおりとする。

- 1 品 目 プロパンガス
- 2 予定数量 ふたば未来学園中学校・高等学校 200 m<sup>3</sup>  
(うち9月まで100 m<sup>3</sup>、10月から100 m<sup>3</sup>)  
ふたば未来学園仮設寄宿舍 12, 100 m<sup>3</sup>  
(うち9月まで7, 300 m<sup>3</sup>、10月から4, 800 m<sup>3</sup>)  
ふたば未来学園新寄宿舍 12, 100 m<sup>3</sup>  
(うち9月まで4, 800 m<sup>3</sup>、10月から7, 300 m<sup>3</sup>)  
予定数量合計 24, 400 m<sup>3</sup>  
(うち9月まで12, 200 m<sup>3</sup>、10月から12, 200 m<sup>3</sup>)
- 3 契約期間 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで
- 4 納入場所 甲の指定する職員が指示する場所に納入する。  
(3箇所：ふたば未来学園中学校・高等学校、ふたば未来学園中学校・高等学校仮設寄宿舍及び新寄宿舍)  
ガスバルク：旧寄宿舍、新寄宿舍  
ガスボンベ：本校舎
- 5 物品の納入及び保守管理
  - (1) 乙は、甲が指定する場所に常時プロパンガスメーターを備えておくものとする。
  - (2) 乙は、毎月1回、甲が指定する職員の立ち会いにより使用料を検針し、検針票を甲に提出する。
  - (3) 乙は、ガスバルクタンクへのガス充填、またプロパンガスのボンベを交換するときは、甲の指定する職員の立ち会いにより行うものとする。
- 6 契約内容の変更  
契約期間中、市況に著しい変動があり契約単価が不相当と認められるに至ったときは、以後の契約について甲乙協議の上、契約単価を変更することができるものとする。
- 7 予定数量  
契約の予定数量を超えて購入する場合、又は予定数量に満たない場合であっても、契

約期間中は契約単価を持って処理するものとする。